

令和5年度

分かりやすい栄養成分表示に向けた取組検討事業

第1回 分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会
議事録

消費者庁食品表示企画課

第1回分かりやすい栄養成分表示の取組検討会

議事次第

日時：令和5年11月2日（木）

16：00～18：00

場所：ビジョンセンター有楽町

1 開会

2 議事

- （1）栄養成分表示制度をめぐる事情について
- （2）分かりやすい栄養成分表示の取組の推進に向けた検討の方向性及び主な論点について
- （3）その他

3 閉会

<資料>

- | | |
|------|---------------------------------------|
| 資料1 | 「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」開催要領 |
| 資料2 | 栄養成分表示制度をめぐる事情について |
| 資料3 | わが国における栄養政策の動向について |
| 資料4 | 分かりやすい栄養成分表示の取組の推進に向けた検討の方向性及び主な論点（案） |
| 資料5 | 「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」開催スケジュール等 |
| 参考資料 | コーデックス委員会における包装前面栄養表示ガイドライン |

1. 開 会

（事務局） 「第 1 回 分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」を開催させていただきます。私は、本検討会の事務局を務めさせていただいております、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社の齊堂です。どうぞよろしくお願いいたします。

開催にあたっての注意点を御案内いたします。本検討会は、傍聴を希望された方に対し、リアルタイムで web 配信をしております。また、報道関係の方が会場で傍聴されており、報道クルーは写真撮影予定となっております旨、御了承ください。また、記録のために、zoom で画面を録画させていただいていることも御了承ください。万が一、地震などの災害が発生した場合には、事務局で誘導しますので、慌てずに行動をお願いいたします。

それでは、冒頭に消費者庁・依田審議官より御挨拶を賜りたいと思います。依田審議官、どうぞよろしくお願いいたします。

<開会挨拶>

（消費者庁：依田審議官） ただいま、御紹介いただきました消費者庁食品担当審議官を務めております依田と申します。

本検討会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。まず構成員の先生方におかれましては、御多用の中、本検討会への参画を御了承いただきまして、改めて御礼を申し上げます。また、常日頃から食品政策に御指導・御協力をいただきまして、感謝申し上げます。

さて、栄養成分表示につきましては、平成 27 年度に施行された「食品表示法」に基づく「食品表示基準」に基づき、熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・ナトリウムの 5 つの栄養成分の量及び熱量を、一般加工食品と添加物の包装上に表示することが義務付けられております。この表示制度は、5 年間の経過措置期間を経て、令和 2 年度から施行されており、今年度で約 4 年の運用を行ってきたところでございます。

他方で近年、諸外国では、栄養成分表示を包装の前面に分かりやすく、消費者に積極的に訴求する栄養表示を導入する取組が活発化しています。こうした動きを背景に、令和 3 年 11 月、国際的な食品の規格基準を定める「コーデックス委員会」において、「包装前面栄養表示ガイドライン」が採択されました。詳細は後ほど担当から御説明させていただきますが、このガイドラインでは、包装前面栄養表示について、義務表示・任意表示の別は

各国政府に一任するものの、各国政府が推奨すべき制度は一つにすべきであり、また当該国の健康・栄養政策と整合の取れたものとするといった原則が謳われています。

一方、わが国の健康・栄養政策については、後ほど厚生労働省から御説明いただきます。令和5年5月末に厚生労働省が「健康増進法」に基づく「国民健康づくり運動を進めるための基本方針」を公表し、令和6年度から令和17年度までを対象とした「健康日本21（第三次）」を推進していくこととされています。健康や栄養に対する消費者の皆様の関心の高まりから、わが国においても、自主的な取組として、包装前面栄養表示を採用する食品関係事業者が増え始めていると認識しております。

こうした中、本検討会ではコーデックス委員会のガイドラインの趣旨を踏まえながら、消費者に分かりやすい栄養成分表示の取組として、国として推奨すべき包装前面栄養表示のあり方について、諸外国の取組や、わが国の健康・栄養政策との整合を図りながら、中期的な課題として検討を開始したいと存じております。会議の進行等において、御不便をおかけするところもあるかと思いますが、構成員の先生方には忌憚のない御意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。私からの御挨拶は以上でございます。

（事務局） 依田審議官、御挨拶をありがとうございました。

（事務局） 続きまして、本検討会の座長は石見委員にお願いすることとしております。石見座長から、一言御挨拶をいただきたいと思っております。

<座長挨拶>

（石見座長） 御紹介に与りました東京農業大学 総合研究所の石見と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私は食品、それから食品成分の栄養生理学的研究、そして以前所属していました国立健康・栄養研究所では、食品保健機能制度に係る調査研究及び、栄養成分の分析業務を担当しておりました。これらの研究を背景に、コーデックス等の国際会議にもアドバイザーとして出席させていただいております。このような背景から、座長を拝命したものと考えております。本検討会においては、委員の先生方に御尽力いただきながら、より良いものになりたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。以上で御挨拶を終わります。

（事務局） ありがとうございました。

<委員紹介> （五十音順）

- ・阿部 絹子 : 公益社団法人 日本栄養士会 常務理事
- 石見 佳子 : 東京農業大学 総合研究所 教授
- ・坂口 景子 : 淑徳大学 看護栄養学部 栄養学科 講師
- ・竹林 純 : 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所
食品保健機能研究部 食品分析・表示研究室長
- ・戸部 依子 : 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
- ・中村 伸一郎 : オール日本スーパーマーケット協会 常務理事
- ・森田 満樹 : 一般社団法人 Food Communication Compass 代表
- ・渡邊 健介 : 一般財団法人 食品産業センター 参与

(○: 座長)

<消費者庁からの出席者紹介>

- ・依田 食品担当審議官
- ・今川 食品表示企画課 保健表示室長
- ・斎藤 食品表示企画課 課長補佐

<オブザーバー紹介>

(事務局) 本検討会のオブザーバーとして、厚生労働省においていただいております。
また農林水産省からは、オンラインで御参加いただいております。

・資料確認

【議事次第】

【資料1】「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」開催要領

【資料2】栄養成分表示制度をめぐる事情について

【資料3】わが国における栄養政策の動向について

【資料4】分かりやすい栄養成分表示の取組の推進に向けた検討の方向性及び主な論点
(案)

【資料5】「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」開催スケジュール等

【参考資料】コーデックス委員会における包装前面栄養表示ガイドライン

委員の皆様におかれましては、お手元の資料に過不足や落丁等がございましたら、事務局にお申し付けください。

では、以降の議事は、座長の石見先生にお願いしたいと思います。石見先生、よろしくお願いいたします。

＜委員の自己紹介＞

（石見座長） 先ほど御紹介させていただきました石見でございます。座長として、円滑に議事を進めてまいりたいと思っておりますので、皆様、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入りたいと思いますが、本日は初回ということもあり、顔合わせの部分も含め、まずは各委員に1分程度を目安に、時計回りで簡単な自己紹介をしていただきたいと思っております。それでは、阿部委員からお願いいたします。

（阿部委員） 日本栄養士会の阿部と申します。日本栄養士会としては、この分かりやすい栄養成分表示を消費者にどうやって伝えるか。やはり日本栄養士会の会員である管理栄養士・栄養士がいかに消費者に分かりやすく新しい栄養成分表示を伝えていくかが重要になると思っておりますので、その意味からも、積極的に関与申し上げたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

（竹林委員） 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所の竹林と申します。私は常日頃から、業務・研究として、食品の栄養成分表示の信頼性確保のため、実際に食品を分析してまいりました。食品の栄養成分表示値が正しくなっていることは大変重要なことですが、それを消費者、国民の皆様が活用し、健康になっていただくことが本来の意味ですので、そのことに微力ながら貢献できればと思っております。皆様、よろしくお願いいたします。

（森田委員） 一般社団法人 Food Communication Compass の森田と申します。私は消費者団体として、食品安全や、食品表示等について情報発信を行っています。消費者の方に、栄養成分表示の活用について、いろいろとお話をすると単位が分かりにくい等、実際に様々な意見を聞きます。日本でも、栄養成分表示は5年の経過措置期間を経て、きちんと表示されるようになっていきます。包装前面栄養表示に関しては、ようやく次のステージになっていると感じているところです。どうぞよろしくお願いいたします。

（渡邊委員） 渡邊と申します。私は今、食品産業センターの参与として、市場調査をさせていただいております。今回、分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会ということですが、私は今年8月まで消費者委員会の「食品表示部会」の委員もやっており、長いこといろいろ表示のことをやらせていただけてきました。今回は事業者の立場でやらせていただこうかと思っております。よろしくお願いいたします。

（坂口委員） 淑徳大学 看護栄養学部 栄養学科の坂口景子と申します。専門は公衆栄養学で、私自身は管理栄養士です。これまでの研究テーマとして、食環境整備に関する実践活動や研究に取り組んでまいりました。そうした関係から厚生労働省の「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」に委員として携わらせていただいております。食品表示に関しては、食環境整備、ポピュレーションアプローチの重要な方法の一つと考えておりますので、今回の取組が国の政策の一翼を担えるものとなるように、有意義な議論ができればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

（戸部委員） 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の戸部依子と申します。よろしくお願いいたします。私は消費者の立場で参加させていただきます。食品表示に関しては、この会議の名前にも「分かりやすい」と付いておりますが、これは付けなければいけないほど分かりづらいことが現状なのかと思っております。従って、「分かりやすい」こと、そしてまた消費者にとって、健康でおいしい食生活を送るために、使いやすい表示を目指して、会議に参加したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（中村委員） 皆様、こんにちは。オール日本スーパーマーケット協会の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私どもはスーパーマーケットの団体ですが、日本全国のスーパーマーケット全てが加盟しているわけではございませんので、ここで御意見をさせていただくお話やお伺いしたお話については、他のスーパーマーケットの団体とも連携し、しっかり情報を伝達しながら、参加していきたいと思っております。そうした方面のお話で少しでもお役に立てたらと思い、参加しております。どうぞよろしくお願いいたします。

（石見座長） 委員の皆様、御協力ありがとうございました。

2. 議 事

（石見座長） それでは、議事に入りたいと思います。まず【資料1】と【資料2】について、消費者庁より御説明をお願いします。

（1）栄養成分表示制度をめぐる事情について

（消費者庁：斎藤課長補佐） 消費者庁 食品表示企画課の斎藤と申します。よろしくお願いいたします。

【資料１】は「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」開催要領となっております。

第１趣旨

審議官の御挨拶にありましたとおり、栄養成分表示については、平成 27 年から義務付けられております。諸外国では、栄養成分表示の見にくさや分かりづらさを補足する取組として、包装前面栄養表示が導入されており、令和 3 年 11 月のコーデックス委員会において、「包装前面栄養表示ガイドライン」が採択されています。他方、わが国では令和 5 年に「健康日本 21（第三次）」が公表され、今後、健康・栄養政策において、健康的で持続可能な食環境づくりの推進が図られるところです。これを好機として、食品表示としても、栄養成分表示等を通して、消費者の健康の維持・増進に資する食環境づくりを後押しすべきタイミングを迎えています。本検討会は、こうした状況を踏まえ、わが国の包装前面栄養表示のあり方等を検討するため、消費者庁が開催するものとなっております。

第２検討項目

分かりやすい栄養成分表示の取組として、わが国における包装前面栄養表示のあり方等について検討を行います。

第３スケジュール及び進め方

分かりやすい栄養成分表示の取組等について、令和 5 年度中に 3 回程度検討を行い、日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性の中間取りまとめを作成します。

第４構成員

本検討会の構成員については、別紙を御参照いただければと思いますので、割愛します。

第５運営

本検討会の庶務は、消費者庁食品表示企画課が行います。本検討会は、原則として公開とします。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、本検討会及び検討会資料ならびに議事録の全部または一部を非公開とすることができます。

以上が、開催要領となります。

○「栄養成分表示制度をめぐる事情について」（【資料２】）

続きまして、議事の（１）に関するものではございますが、このまま【資料２】の説明をさせていただきます。

●わが国における栄養成分表示

◆食品の熱量や栄養素の量が分かる栄養成分表示制度

平成 27 年 4 月から、食品表示基準において、栄養成分表示が義務化されました。令和 2 年 4 月から完全施行となっており、5 つの成分は、生命の維持に不可欠であるとともに、日本人の主要な生活習慣病と深く関連することから、この 5 つの成分表示が義務化されております。

◆栄養成分表示における義務・推奨・任意表示の考え方

栄養成分表示については、義務表示・推奨表示・任意表示があります。この資料は平成 25 年から検討された内容を 1 枚にまとめています。消費者への必要性、事業者の実行可能性、国際整合性の 3 つをメルクマールとして、その全ての観点を満たす場合は「義務表示」と定めています。一方、消費者への必要性を満たす場合は「推奨表示」としています。当時の検討の中で、消費者への必要性があると認められた飽和脂肪酸あるいは食物繊維については「推奨表示」と位置付けられています。その検討の際に、この 3 つのメルクマールがはっきり確認できなかった栄養成分については、「任意表示」となっています。

◆栄養成分表示の表示例

熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、食塩相当量、ビタミン C という形で表示しています。ポイントとしては、右上の表示の単位です。森田委員から御発言があったとおり、表示の単位については、100g 当たり、100ml 当たり、1 個当たり、1 食分当たり等、それぞれの単位ごとに栄養成分の含有量を表示できる制度になっています。

◆栄養成分表示の対象食品及び省略規定

栄養成分表示の対象食品としては、一般用食品である加工食品、添加物が義務となっています。一般用の生鮮食品ならびに業務用食品は、任意となっています。省略規定についても、例えば容器包装の面積が小さいもの、栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの、極めて短い期間で原材料が変更されるものなどは、省略することができるとなっています。

◆わが国の健康・栄養政策等との連動性

ここまで、栄養成分表示制度を説明させていただきましたが、栄養成分表示は消費者庁だけが進めるものではなく、わが国の健康・栄養政策等との連動性を見ながら進めていくものです。平成 27 年に「食品表示基準」が制定されましたが、その前年の平成 26 年には、厚生労働省から「日本人の食事摂取基準（2015 年版）」が公表されています。消費者庁では、「日本人の食事摂取基準」の改定を踏まえ、食品表示基準において、栄養素等表示基準値、栄養機能食品に係る規定の内容、さらには数値の見直し等を行ったところです。平

成 27 年に「日本食品標準成分表 2015 年版」、令和 2 年に「日本食品標準成分表 2020 年版」が文部科学省から公表されています。この公表を受けて、「食品表示基準」においても、一部改正を行いました。具体的には、先ほど竹林先生がおっしゃっていた分析方法の部分です。日本食品標準成分表に収載されている分析方法の内容を踏まえ、栄養成分の分析方法の見直しを行いました。このあと、「東京栄養サミット」開催ならびに「健康日本 21（第三次）」の公表などが行われていますので、そこにどのように対応していくかがまさに論点になるかと思います。

◆消費者における栄養成分表示の認知度

ここからは、消費者庁で毎年実施している「消費者意向調査」がございしますので、栄養成分表示制度の認知度や活用状況について、簡単に御紹介させていただきます。まず初めに認知度ですが、食品に栄養成分が表示されていることを知っている者は、客体数全体の約 7 割が、栄養成分表示があることを知っているという回答になっております。

◆消費者における栄養成分表示の参考の程度

さらにこの 7 割の中で、どの程度の方が栄養成分表示を普段の食生活の中で活用しているかを問いましたところ、「ときどき参考にしている」、「いつも参考にしている」と回答した方は、7 割のうちの約 6 割でした。従って、栄養成分表示を知ってはいるが、普段の食生活の中でなかなか使えていない方もいるという状況です。

◆消費者が栄養成分表示を不便に感じる点

消費者がこの栄養成分表示のどのような点に不便を感じているかを併せて問いましたところ、「確認していない」、「不便ではない」に次いで、「文字が小さくて見にくい」、「表示事項が多すぎて見にくい」、「目立つところに表示されていないので、見つけにくい」といった声がありました。

◆消費者が望む栄養成分表示の情報提供方法

消費者が望む栄養成分表示の情報提供方法として、この栄養成分表示を例えば web 等、別の方向で情報提供する場合、なくしてもよいかと問いましたところ、「必ず容器包装に表示してほしい」という回答が女性約 5 割、男性 39%で、全体約 4 割でした。

◆栄養成分表示制度における問題意識等

消費者から「文字が小さくて見にくい」、「表示事項が多すぎて見にくい」、「容器包装の底面など目立たないところに表示されているため見つけにくい」との声がある一方で、「必ず容器包装に表示してほしい」という意見があることが分かっています。消費者庁に

寄せられる照会では、栄養成分表示は、販売される状態における可食部分の熱量や栄養成分の量を表示するものとなっていますが、販売時と摂取時に乖離が生じる食品があるという声もありました。例えば、栄養成分表示の食品単位が 100g 当たりであって、かつ、内容量と一致しない場合など、消費者が自分自身で摂取した熱量や栄養成分の量を直ちに概算できないものがあることも指摘されています。健康・栄養政策において、今後、健康的で持続可能な食環境づくりの推進が図られることを好機として、食品表示としても、消費者の健康の維持・増進に資する食環境づくりを後押しすべきタイミングであること、さらには、WHO やコーデックス委員会では、「包装前面栄養表示（Front of Package Nutrition Labelling : FOPNL）ガイドライン」を策定しており、国内においても、自主的な取組として FOPNL を採用する食品関連事業者が増えている状況があります。

○諸外国等における取組

最後に、諸外国における取組をいくつか御紹介していきます。

◆WHO における「FOPNL ガイドライン」

まず初めに、WHO のガイドラインは 2019 年に公表されています。以下のとおり、5つの一般原則があります。FOPNL は、WHO やコーデックス委員会のガイドライン等の健康・栄養政策に沿ったものであるべきであること。FOPNL の効果を高めるように、単一の取組を開発すべきであること。FOPNL のためには、栄養成分表示の義務化が前提条件であること。FOPNL の一部として、モニタリングや評価する仕組みについても開発すべきであること。FOPNL の目的、対象食品及び一般原則については、理解しやすく、かつ、簡単にアクセスできるようにすべきであること。こうした内容が、WHO のガイドラインにまとめられています。

◆コーデックス委員会における「FOPNL ガイドライン」

続いて、コーデックス委員会における「FOPNL ガイドライン」の御紹介をさせていただきます。こちらはコーデックス委員会の「食品表示部会」において、2015 年から議論が開始されています。そして冒頭の説明にあったとおり、令和 3 年にこのガイドラインが承認されています。一般原則のいくつかを御紹介します。国内の法律に沿って、任意または義務とすることができること。各国で政府が推奨する FOPNL は一つだけであるべきであること。根拠に基づいた国または地域の食事ガイダンス、もしくはそれがない場合は健康・栄養政策に沿ったものでなければならないこと。FOPNL は政府主導であるべきであるが、民

間部門、消費者、学界、公衆衛生学会等を含む全ての利害関係者と協働して開発すべきであること。

◆諸外国における FOPNL の取組事例

諸外国にどのような取組があるかについて、一部御紹介させていただきます。諸外国の取組においては、FOPNL のガイドラインにあったように、任意表示で進めている国もあれば、義務表示で進めている国もあります。

FOPNL には、閾値・カテゴリーまたはスコアリング型といったタイプのものや栄養素含有量表示型があります。ここに掲げられている取組について、次のスライドで御紹介させていただきます。

・スウェーデンの取組

スウェーデンは任意表示となっています。Key hole といった取組で、シンボルは健康的な食品であることを示しています。この取組では、ある食品が脂質、飽和脂肪酸、糖類、食物繊維、食塩の基準値を満たす場合に、シンボルを表示することができます。ですので、ロゴに意味を持たせるものといったものです。

・シンガポールの取組

シンガポールも任意の取組であり、先ほどのスウェーデンの取組と似ています。シンボルは、健康的な食品であることを示しています。ただし、シンガポールでの基準や、対象とする栄養成分には少し差異があります。この取組では、ある食品が熱量、脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、コレステロール、糖類、食物繊維、ナトリウム、カリウム、カルシウム、全粒穀類、Glycemic Index の基準値を満たす場合に、シンボルを表示することができます。

・メキシコの取組

メキシコの取組では、シンボルは特定の栄養成分の過剰摂取に繋がる旨を示しています。こちらは義務表示の取組になります。この取組では、ある食品が熱量、飽和脂肪酸、糖類、ナトリウムの1食分当たりの基準値を超える場合に、該当する栄養成分名のシンボルを表示しなければなりません。

・カナダの取組

カナダも義務表示の取組です。シンボルは、先ほどのメキシコの取組に少し似ており、特定の栄養成分の過剰摂取に繋がる旨を示しています。この取組では、ある食品が飽和脂

脂肪酸、糖類、ナトリウムの1食分当たりの基準値を超える場合に、シンボルに該当する栄養成分名を表示しなければなりません。

・タイの取組

タイの取組では、シンボルは、食品に含まれる栄養成分の含有量等を示しています。こちらは義務表示の取組になります。この取組では、ある食品に含まれる熱量、脂質、糖類、食物繊維、ナトリウムを、GDA (Guideline Daily Amounts) 方式で表示しなければなりません。この GDA 方式では、栄養成分の食品単位当たりの含有量と1日当たりの摂取許容量に占める割合を表示しています。

・イタリアの取組

イタリアの取組は、先ほどのタイの取組と似ており、任意表示の取組になっています。シンボルは食品に含まれる栄養成分の含有量等を示しています。この取組では、ある食品に含まれる熱量、脂質、飽和脂肪酸、糖類、食塩を、GDA 方式で表示することができます。この GDA 方式では、栄養成分の食品単位当たりの含有量と1日当たりの食事摂取基準に占める割合を表示しています。

・イギリスの取組

イギリスは、先ほどの GDA 方式に加え、シンボルで、赤で該当の栄養成分が多く含まれていること、緑で少なく含まれていることを示す取組になります。任意表示となっています。この取組では、ある食品に含まれる熱量、脂質、飽和脂肪酸、糖類、食塩を、GDA 方式に加え、含有量に合わせた色分けで表示することができます。色分けについては基準値が設定されています。

・フランスの取組

フランスは、任意表示の取組となっています。シンボルは、色分けとアルファベットにより食品が健康的であることを示しています。この取組では、ある食品に含まれる熱量、たんぱく質、飽和脂肪酸、糖類、食塩、食物繊維、野菜類、果実類、種実類、豆類を、英国食品基準庁の栄養プロファイリングシステムに基づく評価によって、色分けとアルファベットによるランク付けをしています。

・オーストラリアの取組

オーストラリアの取組は、先ほどのフランスの取組と少し似ているかもしれませんが、このシンボルは星の数が多い食品であるほど健康的であることを示しています。任意表示の取組となっています。この取組では、ある食品に含まれる熱量、たんぱく質、飽和脂肪

酸、糖類、食物繊維、ナトリウム、野菜類、果物類、種実類、豆類を、自国の栄養プロファイリングシステムに基づく評価によって、星によるランク付けをしています。また、GDA 方式や栄養強調表示をすることができます。

このように、WHO やコーデックス委員会において、ガイドラインが作られています。全てではありませんが、いくつか私たちが調べましたとおり、海外でも任意表示、それから義務表示として、FOPNL の取組が進んでいる状況ですので、御紹介させていただきました。以上でございます。

(石見座長) ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省より【資料3】について、御説明いただきます。厚生労働省の塩澤室長補佐、よろしくお願いいたします。

○わが国における栄養政策の動向について

(厚生労働省：塩澤室長補佐) 私は厚生労働省健康・生活衛生局健康課 栄養指導室・室長補佐の塩澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、【資料3】(「わが国における栄養政策の動向について」)について、御紹介させていただきます。

◆内容

今日、私からお話を差し上げるのは、以下のとおり、大きく4つあります。

1. 「誰一人取り残さない日本の栄養政策」の方向性
2. 健康日本21(第三次)では、「誰一人取り残さない」の視点を重視
3. 産学官等連携による食環境づくりの取組
4. 国民健康・栄養調査、日本人の食事摂取基準

まず1つ目と2つ目をまとめて御紹介させていただきます。

最初は、「誰一人取り残さない日本の栄養政策」の方向性です。まず方向性を示し、次に、日本の栄養政策の中軸をなすものの一つとして、「健康日本21(第三次)」を簡単に御紹介するとともに、「健康日本21(第三次)」では「誰一人取り残さない」という視点を非常に重視していることを御紹介します。

◆栄養政策の方向性

まずこちらが、栄養政策の方向性の大枠です。いくつか箇条書きがありますが、上から御紹介します。人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、誰一人取り残さず、より実効性のある取組を進めていくことが必要です。このため、「健康日本21(第三次)」では、

健康への関心が薄い人も含めて、誰もが無理なく健康づくりに関われるよう、社会環境の質の向上が重要である旨を明示しています。こうした方針を踏まえ、栄養政策としては、食環境づくりをはじめ、多様な主体を巻き込んだ取組を推進していくことが重要となります。栄養は、人が生涯を通じてよく生きるための基盤であり、活力ある持続可能な社会を実現する上で必須要素です。

日本は、経済発展に先立ち、日本の栄養政策の重要な要素である「食事」「人材」「エビデンス」を組み合わせた栄養政策を始動しました。また、乳幼児期から高齢期まで全ライフステージを対象とした栄養対策と並行して、傷病者や被災者等を対象とした対策を通じて、「誰一人取り残さない」栄養政策を推進してきました。

◆わが国における健康づくり運動

先ほども「健康日本 21（第三次）」について少し言及しましたが、わが国では、健康づくり運動を展開してきました。平均寿命が延びる一方で、高齢化や生活習慣の変化により、疾患構造が変化し、国民の健康づくりを社会全体で進めることの重要性が増す中、健康づくり対策を総合的・計画的に推進するため、累次の国民健康づくり運動を展開しています。現在は、「健康日本 21（第二次）」の最終年度であり、来年度からは「健康日本 21（第三次）」が開始されます。

◆健康増進法に基づく基本方針と健康増進計画

「健康日本 21」が法律的にどういう建付けになっているかを示しているのが、こちらのページです。健康増進法 第7条に規定されており、内容は厚生労働省で定めています。そして、基本方針を大臣告示として示しています。下のところを御覧いただきたいのですが、都道府県は、国が定めた基本方針を勘案し、各都道府県の健康増進計画を策定します。こちらは、健康増進法 第8条第1項に義務として規定されています。現在、各都道府県は、国が5月に定めた「健康日本 21（第三次）」を参照し、都道府県の健康増進計画に関する検討を始めています。そして市町村は、努力義務規定ですが、各市町村の健康増進計画をつくりまします。全国津々浦々、各地域性なども考慮し、国民健康づくり運動を展開していくのが、この健康増進計画の全体像となります。

◆「健康日本 21（第三次）」の概念図

こちらは、「健康日本 21（第三次）」の概念図です。全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のために、以下に示す方向性で健康づくりを進めていくというものです。健康増進を進めていく上で一番重要な考え方は、ライフコースアプローチに

より、生涯を通じてしっかり健康づくりを展開していくことです。「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」をやっていくために、まず直接的に必要となるのは、生活習慣病の発症予防、重症化予防です。そして、個人の行動と健康状態の改善が重要となり、これを支えるものとして、周囲の社会環境の質の向上がやはり大事となります。この社会環境の質の向上にはいろいろな切り口がありますが、その中で重要となるものの一つが、「自然に健康になれる環境づくり」であり、さらにこの軸をなすものとして、食環境づくりがあります。私ども厚生労働省では、様々な関係者のお力添えをいただきながら、これを展開しているところです。

◆栄養・食生活に関連する目標（一部掲載）

「健康日本 21（第三次）」において、栄養・食生活に関連する目標を一部掲げております。中でも、重要なところを赤囲みにしています。食塩摂取量の改善、それから「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進はそれぞれのスライドで御紹介します。

◆栄養・食生活に関連する目標（食塩摂取量の改善）

こちらは、赤囲みの最初のほうの「食塩摂取量の改善」です。最終年度を迎えている「健康日本 21（第二次）」は既に最終評価を公表しています。こちらでは、食塩摂取量の減少を進めてきたわけですが、現時点では目標に達しておりません。ただ、改善傾向にはあることは示されています。その年次推移としては、経年的に下がってきてはいるものの、最近は少し横這いの状況になっていることが見てとれます。日本人の食事摂取基準（2020年版）における食塩摂取の目標は、成人男性は7.5g未満、成人女性は6.5g未満とされていることを踏まえ、20歳以上の男女の目標値は1日当たり8gとなっていました。さらに下げる必要があるという考えの下、新たに7.0gと設定しています。食塩摂取量を「健康日本 21（第二次）」の目標である8gを基準に群分けしてみると、1日の食塩摂取量が8g以上の群において、食習慣改善の意思がない者の割合は男女とも約6割を占めていたことから、今後、減塩の取組を効果的に進めていくためには、食習慣改善に対する考えも考慮した取組と評価が必要となります。関心のある方もいれば、関心の薄い方もいるという認識の下、この両者を適切にサポートしていくアプローチが必要ではないかと考えています。

◆栄養・食生活に関連する目標

（「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進）

目標の2つ目は、「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進です。健康寿命の延伸には、自ら健康づくりに積極的に取り組む方だけではなく、健康への関心が薄い方を含め、幅広い方々に対するアプローチを行うことが重要となります。そのために、本人が無理なく自然に健康な行動を取ることができるような環境整備を行うことが求められており、健康な食環境や身体活動・運動を促す環境をはじめとする「自然に健康になれる環境づくり」の取組をさらに進めていく必要があります。「健康日本 21（第三次）」においては、国が推進する食環境戦略イニシアチブについて、全都道府県数の47都道府県の登録を目標としています。

○産学官等連携による食環境づくりの取組

次に、食環境づくりの状況について、簡単に御紹介します。

◆食塩の過剰摂取 ～非感染性疾患と食事～

わが国の栄養課題は種々ありますが、最大の課題は食塩の過剰摂取であると考えております。こちらは、世界的に有名な研究結果なのですが、世界195か国を対象とした、非感染性疾患（NCDs）による死亡・障害調整生命年に対する不健康な食事の影響をみたこの研究報告によると、世界的には全粒穀類の摂取不足が最も影響が大きい食事因子であるのに対し、わが国を含む東アジアでは、ナトリウムの多量摂取が最大の食事因子となっています。右下の円グラフで濃い赤になっているところが食塩の過剰摂取です。高所得の北アメリカの国の状況と、真ん中の東アジア、それから右側の日本を含むアジア太平洋の国の状況とでは、様相が違ってくるのが見てとれます。

◆食塩の過剰摂取 ～非感染性疾患と食事～

次は、わが国にフォーカスしたものととなります。人口動態統計によると、わが国の死因の50%以上は、NCDsに関連するものとなっています。日本における「予防可能な危険因子」を因子別に比較評価した研究報告によると、2007年のNCDs・外傷による死亡の決定因子について、食事因子では、「塩分の高摂取」が最も高くなっております。従って、ここからも、食塩の過剰摂取はとても大事な問題であることが読み取れます。

◆食塩の過剰摂取 ～日本人の食塩摂取状況～

食塩の摂取状況はだんだん下がってきてはいるものの、最近はやや横這いになっています。直近の値を見ますと、成人では平均が10.1gとなっています。これは世界の他の先進国と比較しても、非常に高い傾向となっております。WHOが推奨している量の約2倍摂取している状況ですので、やはり課題といえます。

◆「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」報告書

そうした中、私どもは「食環境づくりのあり方」を検討するために、「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」を2021年2月から6月にかけて行い、6月30日に報告書を公表しています。今、御紹介した食塩の過剰摂取の問題を含め、いろいろ御紹介しておりますので、まだお読みでない方は、そちらを御参照いただければ幸いです。

◆東京栄養サミット2021 成果文書における日本政府コミットメント

先ほど消費者庁の斎藤補佐からも御紹介がございましたが、この食環境関係で大きなものの一つとして、「東京栄養サミット」があります。このサミットでは、成果文書として「東京栄養宣言」が出されています。開催国の日本を含め、世界のいろいろな国々・団体・機関等が、それぞれ自分たちはこういうことをやっていくのだという「コミットメント」を出しております。

【日本政府コミットメント（抜粋）】

国内政策としては、「誰一人取り残さない日本の栄養政策」を推進していくとともに、そのアプローチの一つとして「健康的で持続可能な食環境づくり等」を進めていくことを世界に向けて誓約しています。

◆自然に健康になれる持続可能な食環境づくり

これらを踏まえ、私どもは「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を昨年3月に立ち上げました。

◆日本モデルの発信・提案に向けて 「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」

ページをクリックしていただくと、専用webサイトに飛ぶようになっています。

◆参画事業者（2023年10月現在）

これは現時点での参画事業者の一覧です。御覧いただくと、多くは食品関連事業者ですが、中には運輸関係や、メディア関係等、多様となっています。

◆本イニシアチブの理念

このイニシアチブでは、「日本から、食環境の新たな次元を切り拓く」という基本理念を掲げています。「食環境づくり」とは、人々がより健康的な食生活を送れるよう、人々の食品へのアクセスと情報へのアクセスの両方を、相互に関連させて整備していくことをいいます。今回議論となる栄養表示関連については、情報へのアクセスかもしれないです

が、ものとしての食品に表示されるということからしても、食環境づくりを推進するものに間違いはないのではないかと考えております。

◆本イニシアチブの目的・実施内容

健康的で持続可能な食環境の実現に向けた社会実装エコシステムの構築と展開

イニシアチブの目的と実施内容について、細かく書いています。このイニシアチブでは、食塩の過剰摂取、若年女性のやせ、経済格差に伴う栄養格差等の問題は喫緊の課題ですので、こうした栄養課題等に取り組んでいきます。産学官等の連携で進めていきますが、参画事業者には SMART 形式の行動目標と評価指標を自ら設定しつつ、それを遂行していただきます。それから産官学等の連携でディスカッションし、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを目指すことを活動内容としています。

◆厚生労働省と関係省庁の連携

関係省庁の方々にも御協力いただいています。現時点で環境省、消費者庁から御協力をいただいております。

◆SMART 形式の行動目標設定の際の参考情報（消費者庁からの情報提供）

消費者庁からは、事業者の皆様方が SMART 形式の行動目標を設定する際の参考情報を、「できれば参照してください」という位置付けで、すでに御提供いただいております。例えば食品関連事業者の方々が自社商品のうち、1 食分の量を設定できるものについて、その全ての容器包装前面において、1 食分当たりの栄養成分表示基準値または他の適切な参照値に対する割合を、アイコン形状等で分かりやすく前面表示する等をヒントとしていただいています。

◆「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」の世界発信に向けたアクション

（本イニシアチブの WHO 公募への登録と、WHO 注目案件としての選出）

特にサミットでも誓約したことでもありますので、私どもはこのイニシアチブについて、国内はもとより国外への発信にも力を入れています。厚生労働省栄養指導室は、2022 年の WHO 公募に対し、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を通じた産学官等連携による食環境づくりの取組について申請を行いました。このイニシアチブを含め、世界から全部で 95 件の申請があり、私どもの申請は受理・登録されました。そして今年 9 月、WHO の報告書に紹介されました。WHO は、この報告書に載った 95 件のうち、世界に詳しく紹介すべき事例として 20 件を選出しました。低中所得国から 15 件、高所得国から 5 件ということで、私どものイニシアチブも高所得国からの 1 件として選定されています。WHO から

オファーをいただき、私ども栄養指導室では、このイニシアチブの具体的な取組の概要に関する英文レポートを作成し、WHO から「特別報告書」という形で今年度中に公表される見込みです。公募の概要は、こちらのスライドの下半分に載せておりますので、御参照ください。

**◆WHO 報告書 「非感染性疾患及びメンタルヘルスの予防管理の強化に向けた マルチセク
トラル・アクションに関するグローバル・マッピング・レポート」**

次のスライドは、今年9月にイニシアチブが WHO のレポートに載ったという、簡単な紹介です。「不健康な食事」への取組事例としては、日本のほか、7か国から登録がありましたが、高所得国からの事例は日本のみでしたので、これらについても、引き続き海外発信を行ってまいりたいと思っています。

○国民健康・栄養調査、日本人の食事摂取基準

最後に、日本の栄養政策を支えるものとして、国民健康・栄養調査、日本人の食事摂取基準がありますので、それらについて簡単に触れたいと思います。

◆国民健康・栄養調査

国民健康・栄養調査は「健康増進法」に基づき、「毎年11月に実施」されています。まさに今、令和5年の調査が全国各地で行われているところです。詳しい内容については、ここで簡単に御紹介しておりますので、御参照いただければと思います。

◆日本人の食事摂取基準

「日本人の食事摂取基準」は「健康増進法」に基づき、策定しているものであり、5年ごとに改定されています。現在は2020年度版の適用ですが、2025年度版の策定を今、進めております。現行版にはいろいろなポイントがありますが、そのうち、若いうちからの生活習慣病予防を推進することも重要なものの一つとして策定しております。その中の一つ、ナトリウムについては、成人の目標量を0.5g/日引き下げるなどを行いました。

駆け足でしたが、以上がわが国における栄養政策の動向です。ありがとうございました。

(石見座長) 塩澤室長補佐、ありがとうございました。

○討 議 1

(石見座長) ただいま、消費者庁及び厚生労働省から御説明いただきました内容について御質問等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

(渡邊委員) 御説明ありがとうございました。厚生労働省からの御説明に関して、ちょっと教えてほしいことがあります。今回、塩分の摂り過ぎに関するお話がありましたが、

最終的には加工食品の表示に繋げていくのが、この検討会だと思います。塩分の摂り過ぎの原因として、摂取する食品というのは、外食、あるいは家庭内での食事、それから加工食品があると思いますが、加工食品が元になっていると考えられているのは、そのうち大体何%ぐらいなのかを教えていただきたいことが一つ。

それからもう一つ、消費者庁の御説明で、各国の前面表示の事例があったと思いますが、前面に書くのは栄養関係の話だけなのか、あるいは他にもいろいろ書くことができるのかについて、教えていただければと思います。以上です。

(石見座長) それでは、塩澤室長補佐からお願いします。

(厚生労働省：塩澤室長補佐) ただいまの御質問は、加工食品からの食塩摂取が全体のどのぐらい寄与しているかといった御趣旨であったかと思います。私どもが参考にしていく文献の一つに、先ほど御紹介した検討会の報告書の中でも言及している先行研究があり、そちらによりますと、日本人の摂取源として、まず一つは、自宅で調理した料理があります。それから、どこかから買ってきた加工調理済みの食品を家に持って帰って食べることがあります。それからいわゆる外食です。大きく分けると、この3つになりますが、その3つごとに全体の何%ずつなのかを見た研究があります。その研究結果では、まず自宅で、自身で調理した料理に由来するものが3つの中で一番多く、男女とも50%強となっています。

次に、お店などで買ってきた加工調理済み食品と、自宅で調理して摂取したものの合計を見ますと、男女とも約70%程度となっています。自宅で調理した料理は、普通に考えると、生鮮食品や調味料、その他加工食品を自身で調理して摂取するものです。これらの内訳は残念ながらわかりませんが、この自宅で調理した中にもいろいろな加工食品が当然ながらあるだろうと思います。それと、外で買ってきて、自宅で食べる加工調理済み食品も一定数の割合があって、それを自分で調理して食べたものと、よそから買ってきて食べたものの合計が男女とも約7割ですので、その意味では、一般加工用食品に表示される栄養成分表示は、少なからずというか、それなりのポイントになるのではないかと推測されます。

(消費者庁：斎藤補佐) 各国で進めているFOPNLは栄養だけなのかという御質問ですが、私たちが調べた範囲においては、栄養や食品のことに限定されております。参考資料に付しております資料を紹介させていただきます。「コーデックス委員会における包装前面栄養表示ガイドライン」について、私たちが簡単に和訳したものを御紹介します。2枚目の

ガイドライン（１）の目的で、「国の食事ガイダンスまたは国や地域が実施する健康・栄養政策と一致し、消費者が食品の栄養価や食品選択の理解を促進するためのツールとして、補足的な栄養情報の形式としての包装の前面の栄養表示の開発を支援するための一般的なガイダンスを提供する」とありますので、FOPNL といった場合には、栄養ないしは食品がターゲットになってきます。ただ、単なる FOP とした場合には、私たちは調べておりませんが、その他の事項についても、前面に書く取組はあるのかもしれないです。以上になります。

（石見座長） ありがとうございます。それでは、いかがでしょうか。

（森田委員） まずこの検討会のスコープといいますか、範囲なのですが、FOPNL についてのお話を中心になるかと思います。その一方で、現行の栄養成分表示が義務化になって、5年の経過措置期間を経て、今もう普及しているわけですが、様々な問題があるかと思います。12 ページにまとめていただいているのですが、先ほど申し上げた表示単位が分かりにくいという話に関して、消費者の立場に立って、1個包装の辺りに、ポーションサイズにできないのかと事業者の方に訊いたことがあります。1個についてばらつきがあるので、表示値の範囲を超えてしまうことがあって、そういう場合、例えばソーセージだと大きさなどもずいぶん違う。「だから、100g なのですよ」と言われてしまうと、なかなか難しいのかなと思います。

一方で、幅表示とか、それから推定値のような表示もあるので、分かりやすさを目指して、現行の中でここは何らかの方策を取っていただけないかと思います。他にも、現行の中でいろいろあります。2ページの2つ目に「販売時と摂取時の乖離が生じる食品」とありますが、例えば塩蔵わかめの場合、そのままでは食べませんが、塩蔵わかめの塩がたくさん入った状態で表示がされています。親切なものは併記されていますが、併記されていないものも多い。ドリップコーヒーなどもそうです。やはり消費者は食べる時のものがほしいので、併記すればいいという話もありますが、そこはやはりもう少し分かりやすいとか、消費者の立場に立って考えていただけないかということがあります。

こうした現行の栄養成分表示のあり方に加え、もう一つあるのはデジタル表示です。デジタルで、消費者庁が調査した実証試験があるかと思います。2021 年の実証試験に私も参加したのですが、栄養成分表示がすごくおもしろい。納豆をバツとかざすと、私の年齢とそれから活動量が中程度というのに応じて、それぞれ5つの成分が一日当たりの割合で出てきます。食塩相当量はこれだと何%、たんぱく質はこの納豆1パックで何%摂れるという

ものが出てきて、既に取り組としてやられています。もちろん FOPNL も大事だと思いますが、デジタル表示の中でそういった実証試験も既にやられていて、そういった見せ方も一方で情報提供の方法としてあります。

FOPNL の場合、スペースが小さい等、いろいろな問題が出てきています。一番優先するのは食塩ということがあるので、食塩を全面的に出してもらう。基本5成分で一つだけを引っ張って出すことになると、スペースの関係で事業者が訴えたいものを今出しているようなところもあると思います。例えば今、自主的な取組でやられているのに、カロリーだけが有るか、それからたんぱく質だけ出しているものがある、たんぱく質何グラムと一種の強調表示だと思うのです。たんぱく質やエネルギーよりも食塩のことをちゃんと知りたいのと思ったら、裏を見なければならぬわけです。そうした強調表示との関連ということもあります。そういう意味で、FOPNL だけではなく、他の手法も含めて、大事な情報は何か。例えば1日当たりの私のオーダーメードでどのぐらいのカロリーや栄養成分を摂っているかという情報がほしい時はデジタル表示という方法もある。いろいろな手法がある中で、今回の議論が栄養表示の FOPNL だけなのか。現状の栄養表示の問題点、FOPNL、それから他の情報提供等、いろいろな形で中間とりまとめができればいいと思っています。そういう形でお願いできればと思っています。

(石見座長) ありがとうございます。消費者庁、いかがでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) ありがとうございます。まずデジタルから御紹介させていただきますと、コーデックス委員会のガイドラインの4ページ目になります。この中の2.4です。「簡略化された栄養情報が食品の近くに表示される場合、包装されていない食品またはオンラインで販売される場合のガイドとしても使用できる」ということなので、最初のスコープは、もちろん現行において栄養成分表示の対象となっているものにはなるのですが、今後の議論として、取りまとめの中で書いていくことはあり得るのではないかと考えています。ただ、初めから議論を広げてしまうよりは、まずは「現行の栄養成分表示」と考えております。併せて、最初に御説明いただきました、例えば食品単位の問題であるとか、その他制度自体が難しくなっているところに関しては、制度全体を見直すというよりも、まずは FOPNL の取組の中で、こういったものが分かりやすく訴求できるかを検討できればと思っています。併せて、出てきた課題について、例えば消費者庁で何か解釈を加えたほうがいいもの。例えば現状求めている表示は販売時の状態となっておりますが、

これは事業者だけではなく、自治体で収去する際の実行可能性も踏まえ、「販売時」としている部分もありますので、その辺りを議論しながら、検討できればと思っております。

(石見座長) ありがとうございます。現時点でもいろいろな表示の問題があるということですが、FOPNL の取組の中で解決できるところは解決していくというお答えだったと思います。他にいかがでしょうか。

(阿部委員) 今、森田委員からいろいろなお話がありましたが、私がこの依頼を受けた時に、やはりガイドラインの2ページに書いてある「国の食事ガイダンスまたは国や地域が実施する健康・栄養政策と一致し」というところについては、私も長い間、第一次国民の健康づくり運動を推進している頃から行政にいたのですが、その当時の群馬県でも、食塩摂取量は非常に課題であり、脳卒中対策に長い間取り組んできました。「今日から減塩まず1g」という対策も何十年にわたり推進してきましたが、今もなお、食塩摂取量は横這い状態です。さらに、食塩摂取量の問題が社会保障の問題にも繋がっていることを考えますと、やはりこのフロントパッケージを、まずは何を目指して消費者に訴えていくのかといった時には、いろいろな情報をお伝えできれば、そのほうがよろしいのですが、まずこの日本の栄養政策の中で、何を一番このパッケージの中に盛り込み、国民に知っていただくかという視点がもしかしたらすごく大事なのかと思います。その中で、先ほど森田委員がおっしゃったように、それが消費者にとって、使いにくかったり、見にくかったり、実際の食生活と一致しないのであれば、いくらいいものをつくっても、消費者が使えないわけです。その辺りも含め、どうあるべきかを併せて考えていくのがよろしいかと思いましたので、意見を申し上げさせていただきました。

(石見座長) 貴重な御意見をありがとうございます。分かりやすい栄養成分表示ということで、今、阿部委員がおっしゃったところに焦点を絞って、この委員会を進めていきたいと考えております。Web でご出席の委員の皆様、いかがでしょうか。戸部委員、お願いします。

(戸部委員) 御説明ありがとうございます。私も今、他の先生方の御意見をお伺いしていて、同じようなことを感じておりました。今回の FOPNL ということで、食品表示と表現すると、まずはこのパッケージに入っている、その食品の表示というように、一番代表的な形態として考えるのはいいことだと思います。ただ、やはり消費者の生活の中で、食べる場面を見ると、お店で包装された状態で並んでいるものばかりではなく、中食や外食もありますので、まずはやはり健康のためには、今、御説明があった「塩分の摂取に皆さ

ん着目しましょう」ということで、スタートはFOPNLでいいと思いますが、「他にもある」ことをしっかり伝えていき、そこに確実に繋がっていくことを意識した議論が大事かと思っております。そしてもう一つは、やはり今、健康というと、紙で書かれた情報だけではなく、スマホ等で健康に関わるいろいろな管理指標を記録し、トータルできょう自分はどれだけ活動し、どれだけの食品を摂取し、どういう栄養素を摂ったかを知ることができる時代になっているので、デジタル表示も意識した上で考えていくことも、実際使える情報としては大事なのかと思っております。あとは今、高齢者などは自分で買い物に行かず、ネットで申し込むことになってくると、ますます製品への直接の表示だけではなく、電子的な情報も必要かと思っております。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。他によろしいでしょうか。時間も押しておりますので、次に進みたいと思います。今、戸部委員がおっしゃったように、この検討会では分かりやすい栄養成分表示ということで、包装前面の栄養表示を中心にやっていきますが、少し前に、「食品表示懇談会」がありました。もっと大きな意味で、食品の表示をどうしていったらいいかという方向付けをする懇談会ですが、そちらでもデジタルについて検討していくお話になっておりますので、広い意味でそちらも注視しながら、対応していきたいと考えています。それでは、次に消費者庁より、【資料4】・【資料5】を続けて、御説明をお願いします。斎藤課長補佐、よろしくお願いいたします。

(2) 分かりやすい栄養成分表示の取組の推進に向けた検討の方向性及び主な論点について 【資料4】

(消費者庁：斎藤課長補佐) 【資料4】は大きく2つ、「検討の方向性」と「主な論点」をまとめています。

<検討の方向性>

諸外国において包装前面栄養表示の制度化等が進み、WHO やコーデックス委員会においても、包装前面栄養表示ガイドラインを策定しているため、国際整合性の観点から、国際機関が公表するガイドラインの内容を踏まえつつ、わが国としての包装前面栄養表示のあり方について、検討を開始してはどうか。わが国における包装前面栄養表示については、健康・栄養政策との整合を踏まえ、義務化された栄養成分表示に加えて、当該表示の見にくさや分かりづらさを補足する取組という観点から検討してはどうか。諸外国の国際機関

が公表しているガイドラインという軸と健康・栄養政策という軸で検討の方向性をまとめました。

＜主な論点＞

上記の方向性で検討を進める場合、次の事項についてどのように考えるか、主な論点として、以下の3つを考えています。わが国の健康・栄養政策との整合を踏まえた上で、包装前面栄養表示として取り組むべき栄養課題。これは先ほど阿部委員から御紹介いただいた内容かと思います。消費者が普段の食生活において栄養成分表示が利活用しやすくするために効果的な方策。まさに森田委員や戸部委員から御発言いただいた部分になるかと思っています。消費者のための取組であることを優先しつつも、「健康的で持続可能な食環境づくり」の推進の観点から食品関連事業者の実行可能性が担保される方策。この3つの論点で検討してはどうかと考えております。

○「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」開催スケジュール等（【資料5】）

続いて、今後のスケジュールを御紹介させていただきます。本日、第1回の検討会を行っていますが、第2回・第3回と3回の検討会の実施を想定しております。第2回については、12月下旬以降を予定しております。まずは国内における食品関連事業者の自主的な取組があります。併せて、消費者庁では「消費者等を対象とするインタビュー調査」の準備を進めておりますので、その結果がまとまれば、こちらで御紹介させていただきたいと思っております。今日の議論、さらには2回目の情報提供を踏まえ、日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性について、先生方に御議論いただこうと思っております。3回目は2月上旬以降を予定しております。今回及び第2回で議論する日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性の中間的な取りまとめとして、現時点での内容について、ここに記していければと思います。さらに3回目で、この検討会の報告書（案）についても、併せて議論できればと思っております。以上となります。

（石見座長） 御説明、ありがとうございました。

○討 議 2

（石見座長） ただいま、消費者庁から御説明いただきました内容について、御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

（竹林委員） 今回、分かりやすい表示を考えていくということですが、まず栄養成分表示の分かりやすさ・分かりにくさにはいくつかの段階があるのではないかと考えています。

一つには、数字が分かりにくい。文字が小さい、裏面で確認しづらいという問題があります。2つ目として、数字の意味が分かりにくい。食塩相当量の情報を見て、それが1日の摂取目安量の何割程度を占めるか理解できる消費者がどれぐらいいるかという問題があります。3つ目として、数字の使い方が分かりにくい。例えば熱量の1日摂取目安が40%と理解しても、それだけで、その食品を選ぶべきかどうかを判断するのは結構難しいと思っています。わが国では、特に肥満が問題なのですが、若い女性や高齢者では痩せが問題となっています。必ずしも熱量の低いものを選べばいいというものではないというところで、すごく難しいと思っています。今後、分かりやすさについて議論していくことになりますが、どのレベルで話をしているかを意識する必要があると思っています。最後に難しいといったものについては、先ほどから話題に挙がっていますが、デジタル表示などで、例えば FOPNL に2次元バーコードがついていて、それを読めば、栄養成分表示をスマホで管理できるといった枠組みが重要ではないかと考えています。

また、分かりやすい栄養成分表示を実現するには、FOPNL のような表示側の工夫だけではなく、表示の見方や活用方法を、消費者に普及啓発していく工夫も、車輪の両輪のようなものであり、今回、表示をどうするかだけではなく、それをどう消費者に伝えていくかまで含めて考えていく必要があるのではないかと考えております。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。今、FOPNL のあり方、プラスそれをどのように消費者に伝えていったらいいかという普及・啓発の方法まで検討してはいかがということですが、消費者庁、その辺りはいかがでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) ありがとうございます。FOPNL 全体の議論としては、それらも含まれると思いますが、まず先に、取り組むべき課題としては、最初に挙げましたとおり、どの栄養課題について対処していくかを決めないと、どう普及啓発していこうかというアウトプットは出てこないかと思います。従って、まずはどの栄養課題にどう取り組むかを議論しながら、先生方にいただいたようなお話も一緒に取りまとめていくのかと考えております。例えばコーデックスのガイドラインに、竹林先生におっしゃっていただいたようなことが書いてあります。一般原則の中に「消費者の FOPNL の理解・利用を促進するために、消費者教育・情報プログラムを伴うべきである」という規定がありますので、こうした面から、議論の対象になるとは思いますが、どのタイミングとするかは、検討の進捗を見ながら、御相談させていただければと考えております。

(石見座長) ありがとうございます。まずは栄養表示についてどのようにすれば、分かりやすくなるかを検討するという事で、それができてから、さらに健康・栄養政策に結び付けていくには、分かりやすい栄養成分表示に向けた検討、消費者への普及・啓発、及び事業者による製品の再構築の3つが大切であるということだろうと思います。まずは表示の部分を分かりやすくするにはどうしたらいいかをこの検討会で検討することで、大枠は教育のほうまで検討していくことになるかと思っています。坂口委員、お願いします。

(坂口委員) 3点ほど、コメントさせていただきたいことがございます。まず1点目ですが、義務化された栄養成分表示を対象とする点に関しては、賛成です。加えて包装前面栄養表示として取り組むべき栄養課題として、やはり減塩は優先すべきだと考えております。理由としては、先ほど消費者庁あるいは厚生労働省からも御説明があったとおり、コーデックス委員会あるいはWHOのガイドラインにもあるとおり、「健康・栄養政策に沿ったもの」という観点で言いますと、「健康日本21（第三次）」で掲げられている「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」の中において、減塩を最も優先すべき課題として、日本は今、政策を進めていること。それから先ほど塩澤補佐からの御説明にもあったとおり、減塩は日本だけではなく、国際的に見ても、優先度の高い課題であることから、取り組むべき栄養課題として、減塩は何らかの形で示したほうが良いのではないかと思います。それから2点目ですが、表示の方法というか、今回、諸外国の事例を御紹介いただきましたが、日本の食文化を考えた時に、いわゆる主食・主菜・副菜といった料理を組み合わせた食事で私たちは栄養素を摂っていること。それから、日本人の食塩摂取源というところで、先ほど塩澤補佐から御紹介いただいた先行研究と、もう一つ別に、食品ごとに食塩摂取源を検討した先行研究がございますが、そちらによると、日本人の場合、各食品群からのナトリウム摂取割合では約6割が調味料類と報告されております。その意味では、一つの食品の前面表示だけで、消費者が良い・悪いという判断を完結してしまわないような表示方法をガイドラインの中で提示していくことも重要ではないかと思っています。3点目は、先ほど「分かりやすい」ところを良い政策として評価していくこととの関連で、今回のFOPNLの取組が最終的にモニタリングや評価できるようなものにしていく観点も、今回どこまで検討できるかは分かりませんが、そういった視点も重要ではないかと思っております。以上です。

(石見座長) 大変貴重な御意見をありがとうございます。まずは減塩に焦点を当ててはいかにかということ、そしてその制度を作る前が当然いいのですが、創設した場合に妥当

性確認をすることはどの制度についても必要なことだと思いますので、そのことも頭に入れながら進めていくことになるかと思います。戸部委員、お願いいたします。その次に中村委員、お願いします。

(戸部委員) 今、このあとのスケジュールの御説明をいただきましたが、第2回に消費者インタビューの調査結果の御報告をいただくことになっておりました。この調査の設計に関して、何か提案するとか、確認することは可能なのでしょうか。というのは、今日も御説明いただきましたが、今の表示を使っている人がどれぐらいかというデータはありますが、その目的が既存の調査結果からでは分からないので、何のために表示を使っているかを知りたいと思います。先ほど各国の先例を教えてくださいましたが、ネガティブなほう、基準よりも多く含まれているという表示もあれば、客観的にどのぐらい含まれているかを示す表示もあることで、どちらの方向がいいかを検討する必要があるかと思いました。今、表示を使っている目的について、適正量を自分で計算するために使っているのか、それとも避ける方向に使っているのか、あるいは表示を見ることによって、自分で積極的に調整をしているのか等、その使い方に関する情報も知りたいと思いました。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。まさにその辺り、どういうものが減塩に適しているかをこの検討会で議論することを考えておりますが、消費者庁で答えがありましたら、お願いいたします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) ありがとうございます。インタビュー調査の設計につきましては、先んじて石見先生、坂口先生、竹林先生に相談しながら進めているところではありますが、その内容については、委員の先生には一応事前の共有はさせていただこうと思っております。「消費者等」としているところですが、設計上は消費者と併せて管理栄養士・栄養士、さらには食品関連事業者についても、インタビューしながら、取りまとめていく方向としております。いずれにしても、事前に共有しながら進めていこうと思います。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。中村委員、お願いします。

(中村委員) 3点ありますが、全体的には、大変よく理解できる前向きな取組だと賛同しています。1点目は、御説明いただいた諸外国の FOPNL の取組を踏まえ、今後の検討を進めていくということですが、諸外国の場合、裏面はどうなっているのでしょうか。今日お聞きした限りでは、今裏面にあるものをそのまま前面に出しただけで、文字が小さく、前面にしても、見にくいのではないかという印象の諸外国の例もあったように思います。

そういった事も含め、前面だけ良いものを真似するのではなく、関連性をしっかり見極めた方がいいのではないのでしょうか。事業者側としては既に裏面に表示しているため、商品の顔となる前面にも表示するとなると、商品の顔がどんどん見えなくなってしまうというネガティブな印象になるのではないのでしょうか。2点目は行政機関側にぜひ調整をお願いしたいのですが、他でも、環境配慮の指針として、シンボライズした表記をする動きもあるかと思います。そうすると、本件に加えて「環境も」となり、どんどん前面がマークだらけになりますので、ぜひ横の連携を図りながら、議論ができればと思います。3点目は、事業者側のエゴかもしれませんが、前面に表記することに賛同したとしても、包材への印字には必ずコストが発生します。コストをかけたくないということではなく、コストに見合う成果が得られるのであれば、事業者側も「全面的に協力」ということになろうかと思っています。結果がついてきてはじめて実りあるものになりますので、成果の指標を明確にさせていただくなど結果検証についても重要かと思っています。以上、3点です。

(石見座長) ありがとうございます。事業者側からの御意見ということで、マークをつけるだけで終わるのではなく、分かりやすいマークにすること、実行可能性ということで、費用対効果に合った、しっかりした効果が得られるかについても検証していただきたいという御意見でした。消費者庁から、何かありましたら、お願いいたします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 貴重な御意見をありがとうございました。石見先生にまとめていただいたかと思いますが、さらに加えていくと、おそらく制度の持ち方、例えば義務なのか、推奨なのか、任意なのかも懸念されている部分なのかかもしれないので、どういったものなら取り組みやすいのかを今後の議論の中で御発言いただければと思います。以上です。

(石見座長) 森田委員、お願いします。

(森田委員) 先ほど中村委員の御意見にあったように、やはり事業者が取り組みやすいことも大事なかと思っています。例えばフランスのシンボル表示です。これは任意なのですが、フランスのチーズの業界の方に訊いたら、チーズはやはり塩分が高く、脂質も高いので、ほとんど赤になっていく。そうすると、皆があまりやりたがらないので、やらなくなっていくという話も聞きます。このように、ある食品群にすごくレッテル貼りをする表示になってしまうと、やはりそれは取り組みにくくなるのではないかと思います。また各国のいろいろな事例を見ていると、FOPNL ではたんぱく質がないものもあります。一方で、日本の場合、令和4年の消費者意向調査で「どんな表示を栄養成分でしてほしいか」と訊

いたところ、脂質とか、たんぱく質が上位にあって、食塩は7番目でした。実は消費者のニーズとしては、食塩相当量にそれほどニーズがないわけです。例えばエネルギーとか、それから脂質というように、やはり若い女性に痩せの問題とかがあるので、どうしてもそちらに行ってしまう。そういう点からいうと、やはり分かりやすいだけではなく、政策的なもの、そちらではなく食塩をちゃんと見たほうがいいという部分も含め、きちんとこれから検討していく必要があるかと思います。海外では、閾値などを出すことにより、警告的な、消費者教育的なものもある一方で、含有量の表示型のように、消費者に判断を任せる一つの材料として分かりやすくするものもある。「分かりやすくとは何なのか」という時に、赤いシグナルで、英国のように、「これは分かりやすいのか」というものがありますし、一方で、判断を委ねるようにして、優先順位を決める。例えば食塩をとにかく強調するみたいな方法もあると思います。これからの議論になると思いますが、先行事例がいろいろある中で、日本は後からやるわけですから、もう一回各国のメリット・デメリット、あと任意表示の場合の普及率、こういうのだとやりやすいみたいなものが、もしありましたら、次回示していただければと思います。

(石見座長) ありがとうございました。今後の議論になるかと思いますが、具体的などころで、例えばフランスの NUTRI- SCORE のようなものは、食品を全部並べ、そして赤から緑までランクをつけることで、チョコレートやチーズは赤いものばかりになります。フランスは義務ではなく、任意ですから、付けなくても良いのですが。私もドイツなど、コーデックス委員会に行きますと、ほとんどのチョコレートには赤を付けていますが、チョコレートはやはり売れています。ですから、赤だから全部売れないということでもないと思いますので、その辺りをしっかり調査し、進めていければと思います。

(渡邊委員) 今回の議論の方向性ということで、【資料4】を出していただきました。やはり今回は FOPNL、要するに前面表示ということで議論するわけですが、今までどういう表示がいいかを検討した中で、やはり必要な表示が一か所にあることは非常に大事だと思います。どこにあるかが分からなくなると、やはり困ります。今までずっと表示制度を検討した中で、いろいろな項目は、おそらくいろいろな消費者がいて、自分が知りたいのはどういうことか。別に塩分の濃度だけを知りたい消費者ばかりではないので、要するに自分の知りたいところの表示が商品のどこにあって、それをちゃんと見られることがまず一番になると思います。前面表示は、ある意味で制度として強調表示を認めるみたいなどころがあります。今までは表示というのは、基本的に必要な表示を一か所に書き、消費者

はそこを見たら、一般的に知りたい表示がそれで分かる。先ほどの各国の事例は、栄養表示だけを書いています、表示制度の中で、前面に強調するという意味が、表示制度全体の中で、どのようになっているかを知りたいと思います。やはり今回検討の中で、頭に入れておかなければいけないのは、消費者はいろいろなことを知りたいというのがまず1点あります。それで、どこに書いてあるかが、これは前面にあって、後ろにはないとなると、今度は非常に分かりにくくなるので、やはり必要な事項を全部見られるのは非常に大事かと思えます。今までどうしても前面表示をやるとか、先ほど厚生労働省のお話にあったように、塩分が非常に大事だという話が出てくると、それが頭に残るのですが、やはり表示制度は、消費者が知りたい情報はここに書いてあるということが分かって、それを消費者がまず見られるのが非常に大事なことで、そこを考えながらやっていきたいと思えます。よろしくお願いします。

(石見座長) ありがとうございます。包装前面栄養表示については、「基本的には裏に書いてある栄養成分表示をさらに分かりやすくするもので、ただ一つのものを取り出して表示する方式ではないように」と WHO のガイドラインにも書いてあり、一応裏のものを分かりやすく前面に表示することなので、この検討会でも、そちらのような方向になるかと思えます。

(渡邊委員) それはそうなのですが、ただ、やはり一般的にいう「強調表示」なのです。例えば前面にそれだけ書いてあるということは、消費者をそちらに誘導していく形になるので、いろいろな消費者がいる中で、やはりいろいろ知りたいことをまず分かるようにするのは非常に大事だと思います。消費者の知りたいことがいろいろある中で、今回、前面表示を検討する上で、ある一つの側面だけを見て、「この項目は前面表示にしよう」と決めるのはかなりリスクなことだと思います。やはり今回のいろいろな議論は、最終的には制度化というよりは、やはりこういう方向性で前面表示を考えましょうとか、前面表示をやるという問題点もあるので、そうしたことも含め、議論し、方向性を示していければいいのではないかと思います。

(石見座長) ありがとうございます。消費者庁、いかがでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) ありがとうございます。冒頭に森田委員から御発言いただいたように、強調したいものだけが今、前面に表示されてしまっているところ、それが消費者の知りたいものと合致しているものもあれば、事業者側が訴求したいだけのものもあるというバランスがあるかと思えます。他方で、厚生労働省の塩澤補佐から御説明いた

だいたとおり、栄養課題もあるところなので、この辺りをまさにこの検討会で議論しながら進めていければと思っております。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。それでは今、消費者庁からお話がありましたこの【資料4】につきまして、方向性と主な論点ということで、よろしいでしょうか。坂口委員、よろしくお願いします。

(坂口委員) 最後に1点だけ質問をさせていただきたいと思います。今後の議論になるかもしれないのですが、包装前面栄養表示の検討にあたっては、食品表示基準に規定されている栄養素等表示基準値についても、新たな見直しが伴ってくるかと想像していますが、その点については、現時点で方向性や方針があれば、教えていただきたいと思います。

(石見座長) では、消費者庁から、お願いします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 御質問ありがとうございます。冒頭、私から「栄養素等表示基準値が定められている」と説明したところ、現在の栄養素等表示基準値は、日本人の食事摂取基準2015年版に基づいているものなのですが、日本人の食事摂取基準2020年版になった際に、ナトリウムが男女とも0.5g/日ずつ引き下げられている状況でございます。その辺り、議論の中で、食塩も含めて検討していくことになり、かつ、栄養素等表示基準値を活用するような施策になっていった際には、健康・栄養政策との連動という観点では、栄養素等表示基準値と日本人の食事摂取基準の値がずれてしまっているのは、少しよろしくないと思いますので、併せて見直しが必要かと思っております。以上です。

(坂口委員) ありがとうございます。

(石見座長) ありがとうございます。それでは、この【資料4】については、委員の皆様のご意見は大体出尽くしたかと思えます。今の議論の中で方向性が見えてきましたので、今後のFOPNLのあり方について、さらに具体的に方向性を進めていくこととしたいと思います。【資料5】の今後の予定についても、よろしいでしょうか。先ほど戸部委員のほうからも、もう少しインタビューについて、御提示いただきたいということですが、今、インタビューの質問を進めているという理解でよろしいでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) インタビュー調査を進めている状況になります。

(石見座長) それでは、【資料5】についても、よろしいでしょうか。今、議論にあったような方向で進めていくことで、御了解いただけたかと思えます。それではお時間が来ているようですので、本日は、消費者庁から栄養成分表示制度をめぐる事情について、また厚生労働省から栄養政策の動向について御説明いただきました。この内容を踏まえ、次

回以降、FOPNL の目指す方向性について、議論を深めていければと考えております。また、開催頻度につきましては、来年 2 回程度開催させていただきたいということでございます。

それでは、事務局から事務連絡について、よろしくお願いいたします。

(3) 事務連絡

(事務局) 皆様、本日はありがとうございました。第 2 回の開催日につきましては、追って御連絡を差し上げます。また第 3 回以降の予定につきましても、順次日程調整の御案内をさせていただきます。なお、後日メールで議事録の確認をお願いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、今回の議事録については、後日、消費者庁 web ページに掲載されます。以上でございます。

3. 閉 会

(石見座長) 以上で、本日の議事は終了いたしましたので、検討会を閉会させていただきます。委員の皆様、御協力ありがとうございました。

(一同) ありがとうございました。

〔了〕